

いじめの防止に関する家庭等の理解促進について

1. いじめに対する認識

(1) いじめの定義

「何らかの苦痛を感じた行為＝いじめ」と解され、いじめを幅広く捉えている。

当然ながら、他者に苦痛を与える行為は許されるものではないものの、成長過程にある子どもたちは、学校内外で様々な関係性を構築しながら将来の社会生活に向けた学びを行っているところであり、その関係性の中で、いじめの要素を含む行為が意図せず行われることなど回避し難いものであることが実際である。

このため、「いじめの定義」や「学校現場の対応（の実状）」等について、社会における正確な理解につなげていくとともに、家庭や地域と連携した取組が必要となる。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

2. 理解促進の取組

(1) 現行の取組

地域の方々、とりわけ保護者を中心に、いじめの定義や実態、行政による対応などについてさらなる理解をいただくため、教育委員会では次の取組を進めている。

①いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」の配付・活用

学校と家庭の連携を促進するツールとして「学校・家庭・地域連携シート」を作成し、全ての家庭に配付している。【別添1参照】

当シートにおいては、「認める」（子どもを認める場面をつくる）、「見守る」（みんなで見守る）、「受け止める」（話をじっくり聴く）を連携のキーワードとして、子どもたちの小さなSOSを見逃さないためのいじめのサインを発見するための具体的な子どもの変化等をなど示し、学校と家庭、地域が互いに発信し合い、共有することにより、児童生徒の変化に素早く気づき、学校に相談するなど、早期発見、早期対応につながる契機となっている。

《いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」の具体的な活用例》

（例1：学校における当シートの共有）

職員会議等の機会を捉え、学校生活の中で、どの場面で、どのような変化を見ることができるのかを確認し、素早く相談や支援につなげられるよう教職員間で必要な情報共有を行っている。

(例2：地域における当シートの共有)

学校運営協議会にて、いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」を共有し、地域として子どもの様子を見てもらいながら、気になる様子が見られた場合に学校に連絡を入れるよう伝え、更に各地区や町内会で周知してもらうなどしている。

②「仙台市いじめ実態把握調査」の実施

児童生徒が保護者と話し合いながら回答する調査用紙をもとに、各学校がいじめの現状や児童生徒の状況を的確に把握し、いじめ予防及び早期発見、早期対応を図る目的の下、11月に実施している。

③いじめ防止「きずな」キャンペーン

いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識させるとともに、市内全小中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校が、いじめをなくすための様々な取組を行うことにより、「いじめをしない、させない、許さない」という児童生徒の意識を高め、いじめの未然防止を図る目的で、5月、11月に実施している。

④いじめ防止基本方針の説明、ホームページ掲載

平成31年4月「仙台市いじめの防止等に関する条例」が施行され、併せて「仙台市いじめ防止基本方針」の改定を受け、各学校では、「学校いじめ防止基本方針」の改定を行った。

学校基本方針は、各学校のいじめ防止等の取組の基本的な考え方や、具体的な取り組みの内容を示すものであり、各学校のいじめ防止等に向けた取組の実効性を確保する上でも重要であることから、学校では、機会を見ながら、説明の機会を設定したり、ホームページにて掲載し、家庭や地域に周知を行っている。

⑤保護者のいじめの理解のための動画の視聴促進

本市では「スクールロイヤー（アドバイザー）」として、弁護士に「教員・児童生徒等を対象とした研修」や「学校からの法律相談」に対応いただいている。

令和2年度に保護者・教員を対象とした「いじめ対応に関する動画」（動画中の講師＝弁護士）を制作した中に、「我が子がいじめの当事者になった時の心構え」の動画があり、年度当初のPTAの集まりや校内での教員研修において活用を図っている。

3. 今後に向けて

(1) 発信の機会、頻度、内容等の工夫

学校・家庭・地域において、いじめの防止に関する理解を一層深めるため、次のような取組も必要である。

①学校からの発信機会・手段の充実

学校だよりをはじめ、学校から発出される文書等（学年だより、保健だより、学級通信）や学校ホームページの内容を充実させ、校内の掲示板を活用するなどの情報の発信機会、手段を増やす必要がある。

②学校からの発信内容の工夫

いじめに関する情報発信に限らず、教育活動全般や地域のイベント等を分かりやすく発信することで学校での取組全般への関心を高めていく必要がある。また、学校が情報発信するだけでなく、情報を受けた家庭や地域からの意見や反応を受け入れることができるようにするなどの工夫も大切であり、定期的な発信はもちろん、発信のタイミングや頻度も効果的なものとなるよう配慮が必要である。

③学校・家庭・地域が共にいじめについて考える機会の充実

学校と家庭のコミュニケーションを強化していく必要性から、PTA総会、学年・学級懇談会等で、いじめについての学校対応方針を説明するなどの機会を増やし、地域の方々を対象とした意見交換の場を設けるなどの工夫が必要である。

また、全ての仙台市立学校に学校運営協議会が設置されたこともあり、今後いじめについて、家庭、地域への発信をテーマとすることなどの工夫も必要である。